

後期高齢者医療制度のお知らせ

問 市民協働部保険医療課(庁舎1階) 担当: 広西順子 ☎43-0501

後期高齢者医療被保険者証(健康保険証)が新しくなります

現在の「後期高齢者医療被保険者証(健康保険証)」の有効期限は、7月31日(水)です。7月中旬以降に新しい健康保険証をお届けしますので、8月1日(木)からは、新しい健康保険証をご使用ください。

限度額適用・標準負担額減額認定証、または限度額適用認定証をお持ちの方で、8月以降も引き続き対象となる方には、新しい健康保険証とともに新しい認定証をお送りします。

保険料を滞納されている方には、有効期間が短い健康保険証をお送りします。納付が困難な事情がある場合は、お早めに保険医療課にご相談ください。

「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします

平成30年中の所得に応じて計算した被保険者お一人おひとりの保険料額を7月中旬にお知らせします。

保険料の納付方法は、年金からのお支払い(特別徴収)と、口座振替や納付書でのお支払い(普通徴収)があります。特別徴収の場合は、年6回の年金支給月に年金天引きを行い、普通徴収の場合は、7月から翌年3月までの間、毎月(計9回)お支払いいただきます。

保険料の計算方法

1 均等割額 2 所得割額

48,855円 + (平成30年中の総所得金額等(※) - 基礎控除額330,000円) × 10.17%

= 保険料額(年額) ※上限62万円

※総所得金額等とは、収入額から控除額(公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費の合計額をいい、医療費控除額、障害者控除額、扶養控除額等の所得控除額は、含みません。)を引いた金額です。

平成31年度から軽減措置が変更されました

均等割額の軽減措置

同一世帯内の被保険者と世帯主の平成30年中の総所得金額等が次の基準額以下の場合、均等割額が軽減されます。

総所得金額等(被保険者+世帯主)の基準額	軽減割合	軽減後の保険料
基礎控除額(33万円)以下	8.5割 ※1	7,328円
世帯内の被保険者全員の所得 (公的年金等控除額を80万円として計算)が0円	8割 ※1	9,771円
基礎控除額(33万円)+28万円(※2)×被保険者数 で算出した額以下	5割	24,427円
基礎控除額(33万円)+51万円(※3)×被保険者数 で算出した額以下	2割	39,084円

65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定します。

※1 本来は7割軽減ですが、特例措置で8.5割、または8割の軽減となります。

※2 平成30年度の27.5万円から拡充されました。 ※3 平成30年度の50万円から拡充されました。

被扶養者であった方の軽減について

後期高齢者医療制度に加入する前日に会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額がからず、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減されます。

※後期高齢者医療制度に加入する前日において、国民健康保険、国民健康保険組合に加入していた方は、対象となりません。

※被扶養者であった方も、平成30年中の総所得金額等が上の表の基準以下の場合、均等割額の軽減措置を受けることができます。ただし、両方受けることができる場合は、軽減割合の高い方が適用されます。

保険料の減免、および徴収猶予について

災害で大きな損害を受けたり、所得に著しい減少があったりしたなどで、保険料を納めることが困難な方は、申請することで、保険料が減免される場合や保険料の徴収が猶予される場合があります。詳しくは、保険医療課にご相談ください。

プレミアム付商品券 10月1日販売開始

問 産業振興部商工観光課(庁舎3階) 担当: 松末久美 ☎43-0531

プレミアム付商品券とは、今年10月に予定されている消費税、地方消費税の税率の引き上げの影響を緩和するため、平成31年度の住民税が非課税の方や子育て世帯を対象に、市が販売する商品券です。

プレミアム商品券は、市内の取扱加盟店において利用できます。

○販売の対象等 市内に住所を有し、A、Bのいずれかを満たす方に販売します。

A

平成31年度の住民税が非課税の方

※住民税が課税されている方の扶養家族や生活保護を受給している方は、除きます。



対象者おひとりにつき、最高25,000円の商品券を20,000円で購入できます。

購入の流れ

- 8月中に市から申請書をお送りしますので、市に申請してください。(申請は、11月29日(金)まで受け付け。)
- 9月から順次、申請者に購入引換券をお届けします。
- 市内の郵便局で10月1日(火)から令和2年2月28日(金)までの間に購入できます。

B

平成28年4月2日から令和元年9月30日までの間に生まれたお子さんがいる世帯の世帯主



対象のお子さんおひとりにつき、最高25,000円の商品券を20,000円で購入できます。

購入の流れ

- 9月から順次、市から購入引換券をお送りします。
- 市内の郵便局で10月1日(火)から令和2年2月28日(金)までの間に購入できます。

○商品券について 1冊5,000円分(500円券×10枚)を4,000円で販売します。商品券は、対象者1人につき5冊まで購入可能です。

○商品券の利用期間 令和2年2月29日(土)まで

※消費税、地方消費税の引き上げ時期が変わったり、引き上げられなかった場合、その対応については、広報かとうなどでお知らせします。

プレミアム付商品券での支払いをあなたのお店でも！！

加東市内に店舗等を有する民間事業者は、全て『プレミアム付商品券が使える店(取扱加盟店)』として登録できます。登録については、7月26日(金)までに加東市商工会へお申し込みください。

問 加東市商工会 ☎42-0253

